

# 大分県報

平成二十八年  
号外（一三三）  
十一月三十日

（水曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則等の一部改正……………一

### ○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

大分県公安委員会委員長 高 橋 治 人

大分県公安委員会規則第11号

大分県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則

（大分県警察の組織に関する規則の一部改正）

第1条 大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の2 中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。

第31条の6に次の1号を加える。

(5) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。

（大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正）

第2条 大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）に規定する事務の項の次

に次のように加える。

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に規定する事務

第9条第1項	国外犯罪被害者慰金等の支給に係る裁定の申請の受理
第10条	国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者に対する必要な援助の実施
第11条第1項	国外犯罪被害者慰金等の支給の裁定
第12条第2項	国家公安委員会から提供された情報の受理
第13条第1項	裁定を行うための調査
第13条第2項	裁定を行うための協力の要求
第13条第3項	裁定の申請の却下
第21条において読み替えて適用する地方自治法第245条の4第1項	国家公安委員会からの国外犯罪被害者慰金等の支給等の事務についての技術的な助言若しくは勧告又は資料の提出の要求に対する措置
第21条において読み替えて適用する地方自治法第245条の4第3項	国家公安委員会に対する技術的な助言若しくは勧告又は情報の提供の要求
第21条において読み替えて適用する地方自治法第245条の7第1項	国家公安委員会からの国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律に基づく法定受託事務の処理についての違反の是正又は改善のための措置に関する指示に対する措置
第10条第1項及び第2項	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する処分の通知等
第12条第2項	添付書類の省略の承認

### 附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。